

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局総務部NPO法人担当 (06-6208-9864)
処分課（担当）名	市民局総務部NPO法人担当
処分の名称	認定特定非営利活動法人が行うその他の事業の停止命令
概要	認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	特定非営利活動促進法 第66条
処分基準	所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、特定非営利活動促進法第5条第1項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000375996.html
備考	